

会 議 録

会議の名称	令和3年度第1回 指定管理者制度庁内検討会
開催日時	令和3年5月13日（木） 15時00分から17時30分まで
開催場所	入札室
出席者	<p>【委員】 座長 森田総務部長（指定管理者制度庁内検討会設置要綱第3条に基づく）</p> <p>委員 林市民生活部長 松田健康福祉部長 大山こども未来部長 糟谷都市整備部長 萬田教育部長 岩永市民病院事務局長</p> <p>【事務局】 行財政管理課 大家課長 井口課長代理 大塚主査（記）</p>
資料	資料1 指定管理者制度庁内検討会について 資料2 指定管理者制度導入に関する基本方針（案） 資料3 指定管理者制度の活用判断等基準適用チェック表（案） 資料4 指定管理者制度更新事務想定スケジュール
議 事	案件1 指定管理者制度庁内検討会について 案件2 指定管理者制度導入に関する基本方針（案）について 案件3 指定管理者制度導入及び更新、対象施設の確認について 対象施設に係る選定方法について（公募 or 非公募） 案件4 指定管理者制度更新事務想定スケジュールについて
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録

協議内容

1. 職務代理の指名について

座長から教育部長を指名。教育部長了承。

2. 案件1 指定管理者制度庁内検討会について

事務局より資料1について説明。

委員)

3-2. 会議録について、情報公開があれば応じる（候補者決定後）とのことであるが、「候補者決定後」という表現がいつを指すのかわかりにくいのではないかと。また、市議会（市議会議員）から資料請求があった場合についても明記しておくべきではないかと。

事務局)

「候補者決定後」という表現については「事業者決定後」と改め決定通知の発出後とする。また、市議会（市議会議員）からの資料請求についても明記する。

委員)

会議録のみならず、資料の取扱についても明記すべきではないかと。

座長)

資料の取扱については、検討会開催時に個別に判断するということがよいか。

（一同異議なし）

事務局)

それでは、資料1にその旨、記載することとする。

座長)

本日の資料の取扱について意見はあるか。

委員)

資料2「基本方針（案）」と資料4「想定スケジュール」については公開してもよいのではないかと。

座長)

資料2「基本方針（案）」と資料4「想定スケジュール」については公開対象、資料1及び資料3は現時点で非公開の取扱とし、会議録と同様の取扱（事業者決定後に公開対象とする。）とすることを決定してよいか。

(一同異議なし)

事務局)

それでは、会議録に本日の資料取扱について記載する。

座長)

資料1の「3. 検討会の取扱について(案)」については意見のあった点を一部修正し決定ということによろしいか。

(一同異議なし)

座長)

資料1の修正点は3点となる。

- ・「候補者決定後」という表現については「事業者決定後」と改める。
- ・市議会(市議会議員)からの資料請求についての記載を追記する。
- ・資料の取扱については、庁内検討会開催時に個別に判断する旨、記載する。

3. 案件2 指定管理者制度導入に関する基本方針(案)について

事務局より資料2について説明。

委員)

資料2のP.8「指定管理者制度の導入対象外基準項目」について、②「市としての方針(理念)等に基づき、その達成に向けて行政関与が必要である場合」とあるが、方針という文言の中に理念も含まれると思われるため、(理念)という記載は不要ではないか。

また、「その達成に向けて」という記載について、あえて記載することは不要ではないか。

座長)

意見があったように、(理念)と「その達成に向けて」という記載は不要とし、削除するということによろしいか。

(一同異議なし)

事務局)

それでは、②「市としての方針等に基づき、行政関与が必要である場合」と修正する。

委員)

資料2のP.9「公募制度の対象外基準項目」について、③「廃止や大改修の検討(予定)がある施設」とあるが、時点がわからないため、その点を明らかにするべきではないか。

委員)

文頭に「新たに指定する期間内において」と付け加えてはどうか。

座長)

それでは、「③新たに指定する期間内において、廃止や大改修の検討（予定）がある施設」と表現を改めるということによろしいか。

（一同異議なし）

事務局)

そのように修正する。

委員)

資料2のP.10から利用料金制度について記載されているが、今年度は新型コロナウイルスの影響が大きく、事業者に対して補填をするのかというような議論も出てきたかと思う。そういった点は記載しておかなくてもよいのか。

事務局)

委員意見のような内容はそれぞれの協定書の記載事項と考えており、基本方針には利用料金制度の概要や例を示す程度の記載としている。

委員)

すべてのパターンを想定して基本方針に記載するのは困難であり、基本方針はこのままでよいのではないか。

座長)

それでは、基本方針の記載についてはこのままということによろしいか。

（一同異議なし）

座長)

資料2の修正点は2点となる。

・P.8「指定管理者制度の導入対象外基準項目」の②「市としての方針（理念）等に基づき、その達成に向けて行政関与が必要である場合」を②「市としての方針等に基づき、行政関与が必要である場合」に修正。

・P.9「公募制度の対象外基準項目」の③「廃止や大改修の検討（予定）がある施設」を「③新たに指定する期間内において、廃止や大改修の検討（予定）がある施設」に修正。

4. 案件3 指定管理者制度導入及び更新、対象施設の確認について

対象施設に係る選定方法について（公募 or 非公募）

事務局より資料3について説明。

委員)

保健センターと生涯学習センターは④の基準により対象外としているが、基準②にも該当するのではないか。

委員)

市民病院についても令和3年度から市民病院あり方検討室を設置し検討を進めているので、基準②に該当するのではないか。

事務局)

意見を踏まえると、複数の基準に○を付けて整理する方がよいのではないかと思う。

座長)

複数の基準に該当するのであれば、複数の○を付けて整理しても問題ないと思うがいかがか。
そうすると、9 保健センター、10 藤井寺市民病院、12 生涯学習センターに基準2に○を追加するというところでよろしいか。

(一同異議なし)

座長)

基準2に○を追加することによって、判断理由の記載についてはどのようにするか。

委員)

市民病院については、市民病院あり方検討室を設置し検討を進めている旨、記載するべきではないか。

委員)

保健センターについての記載は今のままでよいと考える。

委員)

生涯学習センターについての記載も今のままでよいと考える。

座長)

では、市民病院の判断理由に市民病院あり方検討室を設置し検討している旨を追加するというところでよろしいか。

(一同異議なし)

事務局)

そのように修正する。

座長)

資料3の修正点は2点となる。

- ・ (1) 指定管理者制度導入対象外基準の部分で、9 保健センター、10 藤井寺市民病院、12 生涯学習センターに基準2を追加する。
- ・ 市民病院の判断理由に市民病院あり方検討室を設置し検討している旨を追加する。

5. 案件4 指定管理者制度更新事務想定スケジュールについて

事務局より資料4について説明。

委員)

スケジュールの庁内検討会実施前に調査研究チームとあるが、会議は実施したのか。

事務局)

対面での会議開催はしていないが、メールにて意見照会し、書面開催の形で実施している。また、本日の会議資料は調査研究チームでの意見を反映させたものとなっている。

6. 本会議の資料取扱について

- ・ 資料2「基本方針(案)」と資料4「想定スケジュール」については公開対象とする。
- ・ 資料1及び資料3は現時点で非公開の取扱とし、会議録と同様の取扱とする。
(事業者決定後に公開対象とする)

(参考) 藤井寺市情報公開条例 抜粋

(公開してはならない情報)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしてはならない。

(3) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

以上